九月十二日右記争議ニ付テ解決
一、十五日ヨリ解雇者ヲ復帰セシム
一、十四日ノ分ハ出勤ト看做シ支給ス
右争議ニ付テ松尾工場主任代理ヲ解雇者ノ動揺ヲ鎮メ
慰労金一封前約十日分給一円、賃金ヲ支給スルコト
解決ス。

(9) 大正気象会社争議（胡粉製造）（九、一一九、八）
所在地、千葉県東葛飾郡船橋町九日市
労働者、一〇名（内女二名）
参加者、全部
要因及経過、
会社ハ工場従業者ノ賃金高低ニ関シ職工ニ対シ解雇セントシタルニ因リ三名

職工ヲ解雇シタルニ職工側ハ関東煉瓦労働組合ノ応援
ヲ得テ復職ヲ要求シ九月十日ヨリ之ヲ怠業セシガ同十六日
右記争議ハ以下ノ解決ヲ見タリ
一、解雇者三名ハ同日付ヲ以テ一割減シテ職工ノ復帰セシム
一、工場主ハ動作ニ依リ休業ヲ為シタル場合ハ給金ノ半額ヲ支給ス
但シ休業中ハ雑業ヲ為サシムルコト
一、罷業中ノ手当トシテ金一封（五円）ヲ贈ルコト
一、職工ハ正当ノ理由ナク休業セザルコト

(9) 関東煉瓦会社（九、一〇・九、一九）
所在地、姫路市、
労働者、四〇名
参加者、全部、